

平成 26 年 10 月 10 日

会員各位

一般社団法人 特定ラジオマイク運用調整機構

電波利用料の改訂について

総務省へ納めて頂いている電波利用料ですが、同省では 3 年ごとに電波利用料の見直しを行っております。平成 26 年はその年にあたり、特定ラジオマイクに関する電波利用料も下表のとおり改訂されました。これらは平成 26 年 10 月 1 日から施行されています。

●現行周波数帯

周波数帯	免許状で指定される周波数帯幅	旧利用料	新利用料	根拠
770～806MHz	6MHz以下 ※1	500円	600円	法第103条の2、別表第6
	6MHzを超え15MHz以下 ※2	700円	800円	
	15MHzを超え30MHz以下 ※3	1500円	1800円	
	30MHzを超え ※4	3200円	3800円	

※1 AH(AXH)帯専用または AL(AXL)帯専用 ※2 2 帯専用または 4 帯専用

※3 2/4 帯共用型または 1～3 帯 ※4 1～4 帯

●新周波数帯

周波数帯	免許状で指定される周波数帯幅	旧利用料	新利用料	根拠
TVホワイトスペース帯 (470～710MHz)	6MHz以下	500円	600円 ※A	法第103条の2、別表第6 施行規則第51条の9の4 総務省告示第307号 施行規則第51条の9の6
	6MHzを超え15MHz以下	700円		
	15MHzを超え30MHz以下	1500円		
	30MHzを超え	3200円		
TVホワイトスペース帯 + ラジオマイク専用帯 (710～714MHz)	6MHz以下	500円	800円 ※B	法第103条の2、別表第6 施行規則第51条の9の4 総務省告示第307号 施行規則第51条の9の6
	6MHzを超え15MHz以下	700円		
	15MHzを超え30MHz以下	1500円		
	30MHzを超え	3200円		
1.2GHz帯 (1240～1252MHz) (1253～1260MHz)	6MHz以下	500円	600円	法第103条の2、別表第6 施行規則第51条の9の6
	6MHzを超え15MHz以下	700円	600円または800円 ※C	
	15MHzを超え30MHz以下	1500円	800円	

※A 電波法施行規則第 51 条の 9 の 4 及び平成 26 年総務省告示第 307 号により、TV ホワイトスペース帯は 6MHz 幅として見なされ、さらに電波法施行規則第 51 条 9 の 6 により、1/2 の係数がかかるため、3MHz 幅として電波利用料が算定されるため 600 円となる。

※B 710MHz から 714MHz までは通常の算出方法となる。TV ホワイトスペース帯(3MHz)+ラジオマイク専用帯(4MHz)の合計 7MHz 幅として電波利用料が算定されるため 800 円となる。

※C 電波法施行規則第 51 条の 9 の 6 により、1/2 の係数が係るため、免許状で指定される周波数帯幅に 1/2 を掛けた周波数幅で電波利用料が算定される。よって、指定された周波数帯幅が 12MHz 以下であれば 600 円、12MHz を超えれば 800 円となる。